

平成30年度 第1回保健医療対策協議会議事録

1 開催日時 平成30年11月1日（木） 14時00分～15時10分

2 開催場所 横須賀市保健所 第1研修室

3 出席者【委員】

伊藤学、遠藤千洋、嘉山静子、木村麻美子、佐藤正高
澄川貞介、高橋達也、張学金、平嶺春美、松本好史、宮田和彦
（敬称略、五十音順）

【事務局】

内田康之 : 健康部長
小林利彰 : 保健所長
脇 範泰 : 健康総務課長
椿 雄一 : 市立病院担当課長
梅澤徳之 : 保健所健康づくり課長
草野純也 : 保健所生涯現役推進担当課長
石川智美 : 保健所生活衛生課長
島田恵子 : 健康総務課総務係長
長倉克巳 : 健康総務課主任

4 開 会

事務局（健康総務課長）が司会となり開会した。

- ・一般傍聴報告にて、一般傍聴者なしの旨を報告した。
- ・内田健康部長のあいさつ
- ・委員・事務局紹介
- ・資料の確認
- ・出席委員数の確認にて、半数以上の出席により、会議が成立している旨を報告した。

5 報告事項

委員長が議長となり会議を進行した。
議事事項はなく、次の報告を行った。

- (1) 平成30年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

事務局（保健所生涯現役推進担当課長）が資料3-1、資料3-2、当日配布の「健康・食育推進プランよこすか」に基づき、平成30年8月2日に開催した専門部会の報告、健康増進計画・食育推進計画の平成29年度進捗状況と平成30年度取り組み等、報告を行った。

- (2) 横須賀市自殺対策計画策定について

事務局（保健所健康づくり課長）が資料4に基づいて報告した。

横須賀市自殺対策計画策定委員会第5回の日程が11月2日に確定したことを追加報告した。

- (3) 健康増進法の改正について

事務局（保健所生涯現役推進担当課長）が資料5に基づいて報告した。

- (4) 住宅宿泊事業法に関する状況について

事務局（保健所生活衛生課長）が資料6-1、資料6-2に基づいて報告した。

- (5) うわまち病院の建替え経緯等についての説明会について

次第にはなかったが、事務局（健康部長）が資料7に基づいて報告した。

6 質疑応答

- ・横須賀市自殺対策計画策定について

【委員】

横須賀市自殺対策計画策定委員会の会議の内容はホームページで見られるのか？またパブコメもホームページからアクセスするのか？

【事務局】

まだ開始されていないが開始時にあげさせていただく。また行政センター、ウエルシティ等で資料を配布する。

【委員】

計画の目標である自殺死亡率は2015年から2016年では減っているが、2017年はもっと減っているのか。

【事務局】

厚生労働省の統計は直近が2016年（平成28年）となる。数値のとらえ方は異なるが、参考までに、警察庁の統計によると2015年は75人、2016年は57人、2017年は78人となっている。

【委員】

必ずしも減少しているのではないのか。

【事務局】

以前に全国で自殺者が3万人を超えていた時期には、横須賀市も数値が高く、一時期の100人を超えていたところに比べれば最近は減少傾向である。常に増減の振れがありながら推移している。

【委員】

自殺者の年齢はどうか。

【事務局】

横須賀市では60歳から69歳の方が、統計上、平成21年から29年の合計の数値で最も多くなっている。

【委員】

10代20代はそれほど多くはないのか。

【事務局】

人数的には多くはないが、病気で亡くなる方が少ない中で、平成28年度の死亡原因では一番になる。

・健康増進法の改正について

【委員】

確か当初はオリンピックに備えて飲食店は全面禁煙で検討されていたが、自民党議員等の反対があったため、一部では吸うことができることとなり、オリンピックが始まって、店によっては喫煙室があれば吸うことができるというような状況ですか。

【事務局】

経過措置で100平米以下の小規模飲食店については禁煙か喫煙可能か店主は選べることになっているが、当店は喫煙可能ですということをきちんと出さなければならない。この取り扱いがいつまでなのか、経過措置の終わりはまだ示されていない。

・住宅宿泊事業法に関する状況について

【委員】

神奈川県には簡易宿所が増えてきているということだが、そちらへ入るよう規制をきちんとしてやればお客も周りも安心だと思うが。テレビなどで見ると、普通の民泊にはいろいろ弊害あるとされている。

簡易宿所は一般のホテル旅館とはまた違う組合もあり、しっかりした経営をしている。

【事務局】

本来であれば旅館業法に基づく許可を取って宿泊していただきたいという思いがある。

簡易宿所というのは神奈川県独自のものではなく、旅館業法の中にきちんと謳われている。旅館業法によると許可を取ることができる用途地域が決められており、住居専用地域では許可を取ることができない。横須賀市は市街化区域の6割を住居専用地域が占めているため、市内で家が建てられるような場所の6割は旅館を建てられない状況となっている。商業地域などでは旅館を建てられるが、住居専用地域で、たとえば実家が空き家になっていてもつたいないので使いたいとき、旅館の許可は取れないが、民泊の制度を利用すれば一年で180日間、一年のうち半分は民泊として使うことができる。住んでいるまわりの方からすれば規制してもらいたいという思いがあるかもしれないが、旅館の許可が取れない地域でも外国人の方も泊められるようにして、インバウンドを受け入れようという制度である。

【委員】

宿としての場所を確保することが先行している状態ですね。衛生面などの問題がおざなりになってしまう。

【事務局】

そうならないために届出をしてもらい、まわりの住民の相談には消防や警察、庁内の他部署と協力をしていく。

【委員】

宿泊業の経営者がその場にいない宿泊所に泊まる場合、いろいろ問題が生じるのではないか。

【事務局】

心配だと言われているのは同居型でない場合だが、その場合必ず管理者を置き、家の外には緊急時の連絡先を記載した青い家のマークを見えるように掲示し、何か問題が生じたら30分以内に駆けつけることになっている。たとえば夜騒いでいるなどの場合、連絡をすれば30分以内に駆けつけることになっている。

【委員】

確実にそのような設置がないとできないことになっているのか。

【事務局】

生活衛生課では届出施設にそのような掲示がなされているか確認に回っているところである。

- ・うわまち病院の建替え経緯等についての説明会について

【委員】

移転と市長が発表したわけだから、建替えという使い方はあくまで現地で建替えをさすので移転候補地というようにしたほうがよいのではないか。

【事務局】

まずは地元の方を中心に建替えを主に考えてきたが、移転をせざるを得なくなったため、今後はおっしゃるとおり資料などについて移転候補地とさせていただく。

【委員】

市民の反応としては、今はうわまち病院は便利な場所にあるが、今後遠くに移転する可能性もあるなかで、それは困るなどの意見はなかったのか。

【事務局】

地元に対して説明している限りでは、商店の方が多くいらっしゃるので病院が移転することによって売上が落ちるので移転は困る、現地建替えの方法をもう一度考えてほしいとのご意見をいただいている。しかし 時間的な問題など制約がある中では難しくご理解をいただきたいとご説明をしている。

【委員】

移転の予定地に見込みがあって市長の発表に結びついたのではなく、候補地は出ているが重点的な候補地が決まってない段階で、今年度中に決まるということか。

【事務局】

そうです。特に間違えられるが、タウンニュースなどにいろいろ書かれているが、今のところ全くの白紙であり、今は候補となる土地を挙げている段階である。

【委員】

ここまで移転と決めるならばあらかじめ想定して久里浜の日産マリノスに譲った土地を残しておくなど考えはなかったのか。

【事務局】

実際マリノスの練習用地を決定する際にはまだ答申が出ていなかった。

市長も現地建替えを第一に考えていた。その時点ではそのようにはいなかった。

・その他

【委員】

健康寿命の増進について、2、3か月前のNHKの番組で各都道府県、市町村の健康寿命を調べてビックデータを取ったが、健康寿命の中心に来るものは図書館の多さ、図書館の利便性ということだった。また健康寿命の短いところのビックデータは犯罪数だった。ぜひ参考にされたい。

7 閉会

事務局から連絡事項を伝達し、委員長が会議を閉会した。

※この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

平成30年度第1回横須賀市保健医療対策協議会

日 時 平成30年（2018年）11月1日（木）
午後2時00分 から
場 所 横須賀市保健所 第1研修室

次 第

1 開 会

2 報告事項

- （1）平成30年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について
- （2）横須賀市自殺対策計画策定について
- （3）健康増進法の改正について
- （4）住宅宿泊事業法に関する状況について
- （5）うわまち病院の建替え経緯等について

3 閉 会

（ 資 料 ）

- 資料1 保健医療対策協議会委員名簿
- 資料2 保健医療対策協議会条例
- 資料3－1 平成30年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告
- 3－2 横須賀市健康増進計画・食育推進計画の取り組み状況
- 資料4 横須賀市自殺対策計画策定について
- 資料5 健康増進法の改正について
- 資料6－1 住宅宿泊事業法に関する状況について
- 6－2 住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧
- 資料7 うわまち病院の建替え経緯等について

保健医療対策協議会委員名簿

(敬称略)

	委 員 氏 名	団 体 ・ 役 職
1	◎遠 藤 千 洋	横須賀市医師会会長
2	○嘉 山 静 子	神奈川県看護協会横須賀支部長
3	伊 藤 学	横須賀市教育委員会学校教育部長
4	木 村 麻美子	神奈川県栄養士会理事
5	佐 藤 正 高	横須賀市消防局長
6	鈴 木 立 也	横須賀市社会福祉協議会会長
7	澄 川 貞 介	横須賀市連合町内会会長
8	高 橋 達 也	横須賀市薬剤師会会長
9	張 学 金	横須賀食品衛生協会会長
10	中 島 正 七	横須賀市赤十字奉仕団委員長
11	長 堀 薫	三浦半島病院会会長
12	平 嶺 春 美	国際ソロプチミスト横須賀元会長
13	松 本 好 史	横須賀市歯科医師会会長
14	宮 田 和 彦	横須賀三浦獣医師会会長

◎委員長 ○委員長職務代理者

平成 30 年 5 月 29 日現在

保健医療対策協議会条例をここ公布する。

平成24年3月29日

横須賀市長 吉 田 雄 人

横須賀市条例第11号

保健医療対策協議会条例

（設置）

第1条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

- 3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 部会員の任期は、2 年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第 7 条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

- 2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。
- 3 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 条並びに第 5 条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

（その他の事項）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条第 3 項及び第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

平成 30 年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告

- 1 開催日時 平成 30 年 8 月 2 日（木） 午後 1 時 30 分～
- 2 会 場 ウェルシティ市民プラザ 3 階 第 1 研修室
- 3 出席者
委 員 嘉山 静子、川辺 幹男、武 雅兄、田中 浩二、長谷川 亜弥子、
揚箸 明朗、山本 妙子、渡部 月子
(敬称略、五十音順)
事務局 小林 利彰：保健所長
梅澤 徳之：保健所健康づくり課長
草野 純也：保健所健康づくり課生涯現役推進担当課長
角田 幸代：保健所健康づくり課係長
長谷川 美千代：保健所健康づくり課主任
加藤 貴美子：保健所健康づくり課主任
出雲 晶子：保健所健康づくり課主任
能條 絢加：保健所健康づくり課担当者
一般傍聴人 0 名
- 4 欠 席 者 なし
- 5 開 会 事務局（保健所健康づくり課生涯現役推進担当課長）が司会となり
開会した。
本部会の委員の任期を確認し、昨年度に引き続き部会長については川辺委員を、職務代理人については揚箸委員を、それぞれ指名した。
- 6 部会員の紹介 部会員からご挨拶をいただいた。
- 7 挨拶 小林保健所長が挨拶
- 8 事務局職員の紹介 事務局職員が自己紹介した。
- 9 配布資料の確認
- 10 本部会の流れについて事務局から説明
- 11 議事
 - (1) 健康増進計画・食育推進計画の中間評価及び一部改定の経過について
・事務局が「健康増進計画・食育推進計画の中間評価及び一部改定の経過」について説明した。特に意見はなかった。
 - (2) 「健康増進計画・食育推進計画（健康・食育推進プランよこすか）平成 29 年度進捗状況と平成 30 年度取り組み」等について

- ・事務局が庁内ワーキング各課から提出された取り組みをまとめた資料「健康増進計画・食育推進計画の取り組み状況」により説明した。以下のような意見が出た。

<がん><循環器疾患・糖尿病>

- ・特になし

<健康づくりを目的としたネットワーク>

- ・特になし

<食育><栄養・食生活>

- ・保健体育課の平成 30 年度の計画「統一献立における地場産物の使用割合を 13.2%を目指す」については、前年度 15.4%まで引き上げられていることを考えれば、大変なのは存じているが、せめて「14%を下らないように」という目標を検討していただきたい。

<身体活動・運動><休養・こころの健康>

- ・特になし

<喫煙><飲酒>

- ・もし平成 30 年度の計画に付け加えられるならお願いしたいことがある。飲酒・喫煙は年々年齢層が低くなっているように感じる。そこでやはり小さいうちから「有害である」ということを教えていただきたい。たばこの害の話を聞いた子どもがその話を持ち帰り、家で親に話すことで親の禁煙につながった例がある。小さい頃受けた衝撃は大きなものだと思うので、ぜひ早期の取り組みを。

<歯・口腔の健康>

- ・特になし

<全体>

- ・「実績」にしても「評価」にしても、もっとわかりやすく資料に明示したほうがよい。
- ・資料中の平成 30 年度の取り組みについて「継続実施」という表記が多いが、もう少し上の段階を目指して取り組んでほしい。

- ・資料中の平成 30 年度の計画が、平成 29 年度の計画のコピーとなってしまうのは勿体ない。実行できた・できないにかかわらず、新しい視点やよくなりそうな兆しなどを盛り込んでいただきたい。
- ・実施回数等の数値について、年度末にならないと把握できないというのではなく、もう少しワーキングなどで事業担当課から中間の報告を受け、改善してもらうことをお願いしたい。

（３）今後のスケジュールについて

- ・事務局が「今後のスケジュール」について説明した。特に意見はなかった。

12 閉会

（以上）

横須賀市健康増進計画・食育推進計画の取り組み状況

【●：健康増進計画 ■：食育推進計画】

平成30年(2018年)11月1日
第1回横須賀市保健医療対策協議会 資料3-2

取り組みの分野		重点目標	平成29年度 主な取り組み	平成30年度 主な取り組み
●	がん	・がんの死亡者を減らす	●40歳女性に乳がん、20歳女性に子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布した。 ●20歳女性（子宮頸がん検診対象者）及び40歳男女にがん検診の受診勧奨及び再勧奨を行った。 ●「健康フェア」で乳がんの自己検診啓発を行った。（209人参加）	●継続実施
		・メタボリックシンドローム予備群・該当者を減らす ・循環器疾患・糖尿病の有病率を減らす	●第2期データヘルス計画を策定した。●勤務先での健康診断結果提出に対し、記念品を贈呈した。（53件） ●糖尿病腎症重症化予防のため、CKDステージ3b期の方12人に6か月間の保健指導を委託で実施した。 ●健診の受診を習慣化するため、39歳になる国保被保険者を対象に郵送型簡易検査（血液検査）を実施した。（124人） ●健康教育事業の一環としての「スマートダイエット教室」を実施した。（年2回 1回は夜間に実施）	●人間ドック費用の助成を400件から540件に拡大する。 ●糖尿病腎症重症化予防事業は、CKDステージ3a期まで拡大 ●肥満対策でチラシ等を利用したポピュラーソファローチを実施する。 ●その他は継続実施
●	健康づくりを目的としたネットワーク	・健康づくり活動に主体的に関わっている人を増やす	●■ヘルスマイト（食生活改善推進員）の育成とフォローアップ研修を実施した。（58人登録） ●ラジオ体操サポーターの育成とフォローアップ研修を実施した。（766人登録） ●ラジオ体操活動グループで取り組む方々へ、継続意欲を高めるきっかけとして精勤賞を創設した。（1,123人に授与） ●介護予防サポーターの養成とフォローアップ研修を実施した。●ラジオ体操活動グループ登録（78団体登録） ●市民大学で健康に関する講座を開催した。●生涯現役講座を9コミュニティセンターの高齢者教室の中で開催した。 ●小学校へスポーツ推進委員を派遣した。（22校、延110名派遣）●よこすかスポーツフェスタ2017を実施した。	●継続実施
■			■「給食時間マニュアル」に基づく給食指導を全小学校で実施した。（「栄養・食生活」も同じ） ■未就学児・妊娠期・子育て期～高齢者までを対象とした食育推進教室・栄養教室を開催した。（「栄養・食生活」も同じ） ■地産地消の推進のため農業体験（年2回）、親子酪農体験（年1回）を実施した。 ■毎日の給食時に保育士等による食指導及び共食を実施した。 ■食育推進のキャンペーンを実施した。 ■プラチナカレッジ（65歳～74歳向けの、低栄養予防や運動などを複合的に学ぶ場）を実施した。	■食品ロスをテーマにした講演会等を実施する。 ■高齢者に対する小食の方のための栄養教室を開催する。（栄養・食生活も同じ） ■市民向けに食事バランスガイド講習会を開催する。 ■その他は継続実施
●	■	・適正体重を維持している人を増やす ・バランスよく3食食べる人を増やす	■保育園調理員を対象とした調理講習会を開催した。 ●■ヘルスマイトよこすかによる調理実習を実施した。 ●■バランスよく食べることの大切さを伝える各種教室を実施した。●■市内保育施設に「食事のおたより」を毎月配布し	●■継続実施
●			●産業まつり、カレーフェスティバルでラジオ体操を実施した。 ●「ウォーキングのすすめ」チラシを作成した。 ●ウォーキング講演会、ロコモ予防講座を開催した。●介護予防の各種教室を開催した。 ●県立保健福祉大学とスポーツ振興課が共催でラジオ体操講習会（6月と10月）を開催した。 ●幼児から高齢者まで、スポーツの機会を提供する市民スポーツ教室を実施した。（年18教室50コース）	●ウォーキング協会からの健康教育の申し込みを受け、ウォーキングと健康教育を組み合わせた形で、地域で実施を試みる。 ●その他は継続実施
●	休養・こころの健康	・活動と休養のバランスがとれた生活を送ることができる人を増やす ・自殺による死亡者をなくす	●ゲートキーパーの養成とフォローアップ研修会を開催した。 ●高齢者・介護者のためのこころの相談会を開催した。 ●「横須賀こころのホットライン」冊子を配布した。（14,778冊） ●自殺予防街頭キャンペーンを、9月と3月に同日2回計4回実施した。	●横須賀市自殺対策計画を策定する。 ●高齢福祉課の事業について、30年度からは認知症に関する内容でなく、うつ予防教室に関する内容に変更する。 ●その他は継続実施
●			●小学校（18校）中学校（20校）で「薬物乱用防止教室」を実施した。（「飲酒」も同じ） ●喫煙・受動喫煙の害について啓発のためのパネル展示を市役所本庁舎1階で実施した。 ●巡回指導の実施と青少年健全育成協力店の増加の取り組みを行った。（協力店369店舗）（「飲酒」も同じ） ●母子手帳交付時面接や妊娠期の教室での喫煙や受動喫煙の害について啓発を行った。 ●COPD卒煙教室の実施とポスター・チラシの配布により、喫煙・受動喫煙の害について啓発を行った。 ●イベントで喫煙・受動喫煙の害についてブースを出展した。	●市立図書館にて「受動喫煙防止・喫煙防止企画展示」をテーマとした巡回パネル展示を行う。 ●「受動喫煙防止講演会」を開催する。 ●その他は継続実施
●	飲酒	・適正な飲酒量などの知識を普及する	●適正な飲酒量や、適正飲酒の10カ条をホームページに掲載し啓発を行った。	●継続実施
●			●市立保育園4・5歳児に対して集団フッ化物洗口を実施した。 ●私立保育園・幼稚園へ集団フッ化物洗口実施について啓発し、2園が新たに取り組んだ。 ●口腔機能キャンペーンを実施した。 ●コミュニティセンターと連携し、運動・栄養・口腔がセットになった生涯現役講座を開催した。	●妊婦歯科検診を実施する。 ●保健所健診センターで健診を受ける全ての受診者へ「歯の健康力アンケート」を送付する。 ●オーラルフレイル予防を周知する。●その他は継続実施

◎横須賀市自殺対策計画策定について

1 計画策定の経過及び予定

- ①平成28年自殺対策基本法が改正され「都道府県・市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。
- ②横須賀市自殺対策計画策定委員会及び自殺対策推進本部において、計画策定について審議しました。

横須賀市自殺対策計画策定委員会	自殺対策推進本部
第 1 回 平成29年10月24日 (火)	
第 2 回 平成30年 2 月 8 日 (木)	
第 3 回 平成30年 7 月25日 (水)	第 1 回 平成30年 8 月20日 (月)
第 4 回 平成30年10月17日 (水)	第 2 回 平成30年11月 (予定)
第 5 回 平成30年11月 (予定)	第 3 回 平成31年 2 月 (予定)
第 6 回 平成31年 1 月 (予定)	

③パブリック・コメント実施期間

平成30年11月22日(木)～平成30年12月14日(金) 23日間

2 計画の名称

生きる支援・つながる街 よこすか ～横須賀市自殺対策計画～

3 計画期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)まで(5か年)

4 計画の概要

- ①究極の目標である自殺者ゼロを目指し、2022年までに自殺死亡率14.9人以下を目標とする。

＊自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

＊参考:2015年(平成27年)19.7人、2016年(平成28年)16.8人

- ②「生きることの阻害要因」を減らす取組及び「生きることの促進要因」を増やす取組により「生きる支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない横須賀」の実現を目指す。

- ③基本施策、重点施策を策定し、個別目標値を設定する。

- ④自殺対策計画の推進体制を整備する。

(ア)庁内:自殺対策推進本部、自殺対策推進課長会議

(イ)関係機関及び団体等:庁外:横須賀市自殺対策推進協議会(現 横須賀市自殺対策連絡会)

◎健康増進法の改正について

【保健所健康づくり課（生涯現役推進担当）】

1 改正法における新たなルール

現
行
法

改
正
法

多数の者が利用する施設の管理者に施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることを努力義務として規定。

対象施設等	ルール	経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙)	
B 上記以外の多数の者が利用する施設 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙	当分の間の措置 【加熱式たばこ】 原則屋内禁煙
飲食店	(喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000 万円以下)かつ客席面積 100 ㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

2 施行スケジュール

2018 年	2019 年 夏頃 9 月 (ラグビーW杯)	2020 年 4 月 7 月 (東京オリパラ)
一部施行① (国及び地方公共団体の責務等) (公布後 6 か月以内で政令で定める日)		
事前周知		
必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備		
一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後 1 年 6 か月以内で政令で定める日)		全面施行 (上記以外の施設等) 2020 年 4 月 1 日

平成30年11月1日
横須賀市保健所生活衛生課

住宅宿泊事業法に関する状況について

1 概要

日本を訪れる外国人観光客の急増による宿泊施設の不足を補うため、また、空家・空室などの利活用を促進するために、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されました。届出することにより一般の住宅で年間180日まで宿泊サービスの提供ができます。

地域の実情に合わせて各自治体において条例で区域を定めて宿泊日数の制限ができますが、本市では制限は行っていません。県内では、箱根の一部地域と横浜市の低層住居専用地域で日数制限されています。

2 本市の状況（平成30年10月11日現在）

- ・届出件数28件
- ・一戸建て家主居住型8件、マンスリーマンション・賃貸アパート19件、別荘1件
- ・横須賀中央駅周辺と西海岸地域が多い。
- ・旅館業（簡易宿所）の許可施設も増えている。（平成27年8月から10件）

3 全国の状況（平成30年9月28日現在）

別紙参照

4 相談状況（平成30年10月11日現在）

相談件数112件

（主な相談内容）

- ・民泊の手続きはどうやるのか
- ・条例による日数制限はあるのか
- ・自治体が独自に求める添付書類はあるのか
- ・届出してから受理されるまでどの位かかるのか
- ・マンションでの民泊は禁止できるのか
- ・民泊をやっている場所や連絡先はおしえてもらえるのか
- ・民泊の一覧はどこで見られるのか

5 その他

今のところ苦情はありません。

平成30年(2018年)11月1日

第1回横須賀市保健医療対策協議会 資料 6-2

住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧

平成30年9月28日時点

都道府県		届出提出件数	うち受理済件数	保健所設置市		届出提出件数	うち受理済件数	特別区		届出提出件数	うち受理済件数
1	北海道	308	244	1	札幌市	1,117	1,052	1	千代田区	11	11
2	青森県	17	16	2	仙台市	23	23	2	中央区	24	13
3	岩手県	27	26	3	新潟市	5	5	3	港区	191	174
4	宮城県	34	32	4	横浜市	89	80	4	新宿区	691	551
5	秋田県	5	5	5	川崎市	24	22	5	文京区	64	58
6	山形県	7	7	6	相模原市	5	5	6	台東区	320	279
7	福島県	22	21	7	名古屋市	186	169	7	墨田区	300	280
8	茨城県	43	42	8	京都市	231	147	8	江東区	20	20
9	栃木県	64	40	9	大阪市	972	703	9	品川区	71	67
10	群馬県	38	34	10	堺市	14	14	10	目黒区	17	17
11	埼玉県	101	91	11	神戸市	26	23	11	大田区	29	28
12	千葉県	218	185	12	岡山市	9	9	12	世田谷区	131	130
13	東京都	131	125	13	広島市	52	37	13	渋谷区	482	427
14	神奈川県	105	97	14	川口市	6	3	14	中野区	123	108
15	新潟県	46	42	15	八王子市	13	11	15	杉並区	137	137
16	富山県	33	31	16	横須賀市	28	27	16	豊島区	409	363
17	石川県	9	9	17	金沢市	1	1	17	北区	58	51
18	福井県	7	6	18	枚方市	9	9	18	荒川区	33	30
19	山梨県	83	64	19	八尾市	1	0	19	板橋区	78	76
20	長野県	42	34	20	姫路市	0	0	20	練馬区	28	24
21	岐阜県	81	55	21	尼崎市	3	3	21	足立区	45	36
22	静岡県	111	108	22	西宮市	0	0	22	葛飾区	58	56
23	愛知県	51	48	23	明石市	0	0	23	江戸川区	77	66
24	三重県	49	44	24	奈良市	25	20				
25	滋賀県	39	36	25	倉敷市	6	6				
26	京都府	24	21	26	鳥取市	3	3				
27	大阪府	76	70	27	那覇市	73	27				
28	兵庫県	8	7	28	町田市	12	12				
29	奈良県	23	21	29	藤沢市	17	16				
30	和歌山県	43	37	30	茅ヶ崎市	7	6				
31	鳥取県	5	5								
32	島根県	17	15								
33	岡山県	16	9								
34	広島県	38	38								

35	山口県	13	11								
36	徳島県	27	26								
37	香川県	25	20								
38	愛媛県	30	27								
39	高知県	21	17								
40	福岡県	496	408								
41	佐賀県	15	15								
42	長崎県	25	25								
43	熊本県	37	21								
44	大分県	18	12								
45	宮崎県	33	21								
46	鹿児島県	41	28								
47	沖縄県	551	468								
		3,253	2,764			2,957	2,433			3,397	3,002

住宅宿泊事業の届出状況

住宅宿泊管理業者の登録状況

住宅宿泊仲介業者の登録状況

	届出提出件数	うち受理斉件数
都道府県	3,253	2,764
保健所設置市	2,957	2,433
特別区	3,397	3,002
合計	9,607	8,199

申請件数	1,320 件
登録件数	1,224 件

申請件数	62 件
登録件数	50 件

うわまち病院の建替え経緯等について

平成 30 年 10 月 横須賀市健康部

1 うわまち病院の沿革

- | | |
|----------|--|
| 明治 24 年 | 不入斗（現はまゆう公園）の地に横須賀衛戍 ^{えいじゅ} 病院として創設 |
| 昭和 11 年 | 横須賀陸軍病院と名称変更 |
| 昭和 20 年 | 現在地にあった元東京湾要塞司令部の建物を中里分院とする
厚生省に移管され国立横須賀病院と名称変更 |
| 昭和 40 年 | 本館病棟竣工 |
| 昭和 41 年 | 外来棟竣工
不入斗の本院を廃止、中里分院を本院とする |
| 昭和 60 年代 | 国から「廃止」の方向性が示される
これに対し、全市をあげての「存続」要望活動 |
| 平成 8 年 | 上記の存続要望活動にかかわらず、国は「平成 12 年度末までに引受け手が見つからない場合、廃止」との方針 |
| 平成 12 年 | 横須賀市が市立病院として引き受けると決定 |
| 平成 14 年 | うわまち病院誕生 |
| 平成 18 年 | 南館竣工 |

2 早期の建替えが必要な理由

① 建物の老朽化

うわまち病院は、築 50 年以上が経過しています。

これまで改修工事を行いながら建物を使ってきましたが、それでも大雨時に雨漏りが起こるなど、改修工事では防ぎきれなくなってきました。

また、医療の進歩に対応した設備を導入することが困難になってきています。

② 病院の手狭さ

うわまち病院は、外来診察室、待合室、病室など、相当狭い中で診療を行っています。

近年建築された病院では、建物全体の延べ床面積をベッド数で割ると、1 ベッドあたり 80 m²～90 m²程度が一般的です。

うわまち病院では、これが 50 m²程度であり、大変手狭な療養環境となっています。

【ご質問に対して】

質問１ 建物の古さは、前々からわかっていたことでは？

横須賀市では、鉄筋コンクリート造の建物について、「60 年から 70 年は使う」という考えを持っていました。そのため、実際に建替えを決断するのは、まだしばらく先のこととされてきました。

昨年、上地市長が就任し、市民の命に直結することには速やかに対応していく、との考え方に変えたため、建替えの検討を鋭意始めたところです。

質問２ うわまち病院にスプリンクラーが設置されていないと

聞いたのですが？

うわまち病院の本館病棟の 2 階から 7 階には、スプリンクラーが設置されていません。

これまでは「特例承認」として、未設置でも病棟としての使用が認められていましたが、平成 26 年の消防法令の改正により、平成 37 年 6 月末までに本館病棟にスプリンクラーを設置しなければ、病棟としての使用ができなくなります。

【ご質問に対して】

質問3 スプリンクラーを設置すれば、早期の建替えは不要では？

スプリンクラーの設置が必要な場所は、本館病棟の2階から7階までの6フロアあります。

設置工事は1フロアごとに行う必要があり、工期は1フロアで約1か月間、合計で半年程度かかります。工事費は1億3千万円と見込んでいます。また、工事を行っている間、その病棟を閉鎖しますので、それによる減収が6億円程度になると見込んでいます。

なお、スプリンクラーの設置工事は、老朽化対策としての工事ではありません。

合計7億円以上の負担が生じるほか、入院患者さんの受け入れ制限や転院のお願い、騒音などでご負担をおかけすることから、現実的には難しいと考えています。

3 現地建替えが困難な理由

建物等を建てるために、がけを削ったりするなど土地の形状を変えることを都市計画法で「開発行為」といいます。

南館を建設した平成 16 年当時、病院建設のために開発行為を行う場合は、許可（市が工事主体の場合は「同意」といいます。）が不要でした。しかし、都市計画法が平成 18 年に改正され、病院建設のための開発行為でも許可が必要となりました。

大変申し訳ないのですが、健康部はこのことを知らずにおり、今年度、本格的に建替えの検討を始めた時に初めて知りました。

また、敷地内のがけ地が土砂災害特別警戒区域に指定されるおそれがあり、指定されると、開発行為を行うためには防災対策工事が必要になります。

その他、開発行為の許可を得るための条件は様々ありますが、うわまち病院の場合、大きな問題として次の 2 点を満たすことが必要で、これは現実的に困難であると判断しました。

①進入路の道幅が 9 m 以上あること

②敷地内のがけに相応の防災対策工事をする事

【ご質問に対して】

質問 4 道幅を拡幅できれば現地での建替えが可能では？

県道のうわまち病院入口の交差点から病院に向かう進入路は、右側を拡幅する都市計画決定がされています。

道路を拡幅するためには、現在この地にお住まいの方々に移転をお願いしていくことになりますが、他地域での経験上、道路の完成までには10年程度の時間がかかることが想定されます。

市としては、早急に建替えが必要な状況であり、道路の拡幅を待ってから現地で建替えをするというのは困難であると考えています。

【ご質問に対して】

質問5 がけ対策について詳しく知りたい

うわまち病院は、主に敷地の奥側が、がけに囲まれていて、これらのがけは土砂災害防止法によって、土砂災害警戒区域（いわゆる「イエローゾーン」）に指定されています。現在、県が、イエローゾーンの中から、土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）の指定作業を進めています。

この指定作業は、本市の行政センター単位で進められていますが、先行している西行政センター管内の指定案をみると、イエローゾーンの大半がレッドゾーンとなっています。

もし、レッドゾーンに指定されると、開発行為を行うには、がけに対して相応の防災対策工事を行わなければならない可能性があります。

この対策工事を行う場合は、数億円の経費と数年の工期が必要となる可能性が高く、道路の拡幅と同様に早期建替えの支障となると考えています。

【ご質問に対して】

質問6 開発行為にあたらないよう建替えをすれば良いのでは？

開発行為にあたらないように新たな病棟を建設するためには、現在の敷地の空いている部分、具体的には、正面玄関前や敷地奥の駐車場部分を利用することになります。

この場合、複数の建物を長い渡り廊下でつなぐこととなってしまう、最善の医療が提供できない病院となってしまう可能性が高くなります。

これを今後、50年、60年と使い続けることは、患者さんの療養面で適当ではないと考えています。

【ご質問に対して】

質問 7 現地で建替えをしたら、工事車両の通行はどのくらいになりますか？

新築する建物が最も機能的になるよう最大限に土地造成を行う場合は、約 17 万トンの土砂が発生すると見込んでいます。この土砂を搬出するには、10 トンのダンプカーで 17,000 台分になります。

仮に、1 年間で土砂の搬出をすると、1 日約 70 台、往復で 140 台のダンプカーが通行することになります。これは、平日の 9 時から 16 時まで 3 分に 1 台、絶え間なくダンプカーが通行する状況です。なお、この土砂の量は、平成 16 年から 18 年にかけて行った南館建設時の 4 ～ 5 倍に相当するものになります。

また、建築工事の規模も南館の 5 倍以上になります。生コン車などの工事車両も相当数となり、さらに、既存建物の解体工事にかかわる工事車両もあります。

このため、現地で建替えをとした場合の工事車両の通行量は、南館建設時とは比べものにならないほどの多さになると考えられます。

4 今後の予定

(1) 建替え候補地の決定など

今年度中に決定したいと考えています。

新たな病院は、平成 37 年度中の完成を目指しています。

(2) うわまち病院の使用時期

新たな病院が完成するまでは、現在の場所で、引き続き病院運営を行っていきます。

(3) 移転後のうわまち病院の敷地について

うわまち病院の跡地活用の検討は、市のプロジェクトとして位置づけ、市役所内に検討チームを設けて進めていきます。

事務担当

健康部 地域医療推進課 市立病院担当

電話 822-4347（直通）

横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3 階